

ほほえみふれあいサロン規約

(名 称)

第1条 本会は、ほほえみふれあいサロン（以下「本サロン」という。）という。

(目 的)

第2条 本サロンは、ボランティアの協力のもと、高齢者等が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように、地区の公民館を利用し、高齢者や地域住民が気軽に集い、お互いに交流を深め、高齢者の閉じこもりや寝たきりを予防することで、生きがいつくりの提供や生活支援を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本サロンは、目的に賛同するおおむね60歳以上で佐賀市兵庫校区藤木地区に在住する高齢者（以下「対象者」という。）と地域のボランティア等（以下「協力者」という。）で組織する。

(事 業)

第4条 本サロンは、第2条の目的を達成するため、協力者および対象者相互の計画により月1回程度実施する。

(役 員)

第5条 本サロンに、協力者の中から代表者および会計各1名を置く。

役職	氏名
代表者	佐賀 花子
会 計	兵庫 五郎

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 代表者は、本サロンを代表し、会務を総括する。
- (2) 会計は、本サロンの事務および会計事務を担当する。

(総 会)

第7条 総会は、本サロンを組織する会員によって毎年1回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および及び・決算の承認
- (2) 役員承認
- (3) 規約の決定および変更
- (4) その他必要な事項

(招集と議決)

第8条 総会は、代表者が必要に応じてこれを招集し、議長となる。

2 総会は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営費)

第9条 本サロンは、「佐賀市高齢者ふれあいサロン事業実施要項」に基づき、年度当初に佐賀市から助成される運営費およびその他出席者の参加費等自主財源等をもって充てる。

(入会、脱会、休会)

第10条 本サロンの入会、脱会および休会は、自由とする。

(設立年月日)

第11条 本サロンの設立は、平成17年10月1日とする。

(会計年度)

第12条 本サロンの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度、話し合いにより決めるものとする。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。